

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 6 月 30 日付けの一時扶助決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

転入のため全く家具のないまま新居へ入ったが、上限である 47,800 円でなく「〇〇さんは 30,000 円で我慢して下さい。」と指示された。47,800 円満額の支給を求める。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 月 1 6 日	諮問
令和 6 年 1 月 1 2 日	審議（第 8 5 回第 1 部会）
令和 6 年 1 月 2 3 日	請求人へ調査照会
令和 6 年 2 月 1 9 日	審議（第 8 6 回第 1 部会）
令和 6 年 3 月 1 1 日	審議（第 8 7 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号に生活扶助を掲げ、法 1 2 条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1 号）の範囲内において行われるとしている。

#### (2) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 7・1 は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

#### (3) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第7・2は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(4) 家具什器費（冷暖房器具以外）

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(6)・アは、被保護世帯が、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」などの5つの場合のいずれかに該当し、次官通知第7（上記(2)及び(3)）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、30,600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。以下同じ。）を支給して差し支えないとしている。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難しいと認められるときは、48,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとしている。

イ 局長通知第7・2・(6)・エは、家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、上記アとは別に特別基準の認定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないとしている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-43は、前述（上記ア）の「真にやむを得ない事情」とは、例

例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられるとしている。

(5) 次官通知、局長通知及び問答集の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として、本件の適用に関して合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、保護開始時点において請求人は冷蔵庫などの家具什器は保有していなかったこと及び令和4年6月30日、処分庁は、本件申請に対して、見積書に記載された金額どおりの31,200円を一時扶助していることが認められる（本件処分）。

保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがなく、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、30,600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差しつかえないとされている（1・(4)・ア）ところ、本件申請により申請のあった家具什器の額は29,200円（冷蔵庫16,800円及び洗濯機12,400円の合計額）であり、上記特別基準額（30,600円）の範囲内であることが認められる。

また、家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、上記特別基準額（30,600円）とは別に特別基準の認定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないとされている（同・イ）ところ、処分庁が上記の家具什器の額29,200円とは別に配送料2,000円を扶助すると判断したことについて不合理な点は認められない。

よって、本件処分は上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであると認められ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、転入のため家具のないまま新居へ入ったところ、家具什器費について30,000円で我慢するよう指示されたとして本件処分（一時扶助費31,200円）を不服とし、上限額である47,800円の支給を求める旨主張する。

このため、審査会は、請求人に対し、上記主張を裏付ける客観的な資料の提出を求めたが、請求人から資料の提出はなかった。そして、本件申請書には、申請理由として「冷蔵庫、洗たく機」とのみ記載され、添付されていた見積書の合計金額が配送料を含めて31,200円であり、本件申請が31,200円を超える一時扶助費を求めるものであったと評価することはできないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は、採用することができない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹